

様式第三十二の二(第二十二条の二関係)(日本産業規格A列7番)
(表)

年 月 日交付第 号(使用期限1年)

職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条第5項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者